

障害のあるお子さんのために

身体などに障害のあるお子さんとその家族に対して、様々な支援を行っています。

障害の程度によっては、下記以外にも受けられるサービスや制度があります。

おもな制度や事業

名称	内容	担当課
身体障害者手帳の交付	身体に障害のある人が障害福祉サービス等を受けるための基本として、本人または保護者の申請に基づき交付します。	障害福祉課
療育手帳の交付	知的障害のある人に一貫した指導・相談を行い、障害福祉サービス等を受けるための基本として、本人または保護者の申請に基づき交付します。	
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神に障害のある人が自立と社会参加の推進を図る事を目的として、本人または保護者の申請に基づき交付します。	
自立支援医療(精神通院)	統合失調症等の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療にかかる医療費の支給を行います。(所得制限あり)	
自立支援医療(育成医療)	18歳未満の身体に障害のある人(将来障害を残すと認められる疾患がある人を含む)に対する、生活能力を得るために必要な医療費の支給を行います。(所得制限あり)	
障害児福祉手当	在宅で日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の精神または身体に重度障害のある人を対象に支給を行います。(所得制限あり)	
紙おむつ購入費助成	在宅で常時紙おむつの必要な3歳以上の重度障害のある人を対象に、紙おむつの購入費の一部を助成します。	
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害のある人の活動の場を確保し、日常生活上必要な訓練等を提供します。	こども家庭若者課
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に中度以上の障害のある児童を看護している父か母、または父母に代わって養育している人を対象に支給します。(所得制限あり)	
障害児通所支援	発達に支援を必要とするお子さんが利用できる通所支援、訪問支援のサービスです。申請は発達支援センターへお願いします。事業内容の詳細については、各サービス提供事業所(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)へお問合せください。	発達支援センター
障害児医療費助成	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1・2、B1・2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人を対象に、保険適用医療費の一部負担金を助成します。(自己負担金あり※扶養義務者等の市民税が非課税の場合はなし)	保険年金課
精神科通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けており、かつ自立支援医療(精神通院)を受給している人を対象に、自立支援医療費(精神通院)適用医療費から保険給付と自立支援を控除した額を助成します。(自己負担金なし、所得要件なし)	

問合せ	障害福祉課	(TEL)561-6972 (FAX)561-2480
	こども家庭若者課	(TEL)561-2364 (FAX)561-6780
	発達支援センター	(TEL)569-0353 (FAX)566-5144
	保険年金課	(TEL)561-6975 (FAX)561-2480

発達支援センターについて

草津市在住の方を対象に、発達や発達障害等について、乳幼児期から成人期までライフステージに応じた一貫した相談・支援を行っています。

相談は無料・予約制です。まずはお電話ください。

また、児童福祉法における以下のサービス・事業を行っています。

名称	内容
児童発達支援・ 居宅訪問型児童 発達支援(湖の子園)	湖の子園は、お子さんの早期療育の場です。発達に支援を必要とする乳幼児とその保護者への支援を提供します。通園を通して、お子さんの発達や生活の基礎的な力を培うとともに、家庭での養育を支援します。また、重度の障害等により、外出が著しく困難な児童に対し、居宅で発達支援を行い、社会生活を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等に在籍しているお子さんを対象に、集団生活を送る上での様々な課題について、専門職が保育所等に一定期間継続して訪問し、発達や障害特性に応じた助言、相談を園所等のスタッフや保護者に対して行います。
障害児相談支援	児童福祉法の障害児通所支援を利用するお子さんの発達支援や子育て支援にかかる福祉サービスの情報提供を行うとともに、サービスの利用に必要な計画を作成し継続的な相談支援を行います。

【場 所】 渋川福祉センター3階(西渋川二丁目9-38)

問合せ 発達支援センター (TEL)569-0353 (FAX)566-5144
 湖の子園 (TEL)569-0352 (FAX)584-5609

